

令和5年度地方消費税交付金（社会保障財源化分）の充当状況について

消費税率の引上げに伴う地方消費税交付金の増収分については、社会保障施策に要する経費の財源とし、その充当について明らかにすることとされておりますので、以下のとおり明示します。

令和5年度予算額 【うち社会保障財源化分】

地方消費税交付金 162,625 千円 89,774 千円

(単位：千円)

事業名		事業費	うち一般財源	
			() は、増収分交付金充当額	
社会福祉	児童福祉事業 (保育関係経費、子ども医療費など)	472,441	226,978	(39,500)
	高齢者福祉事業 (自立継続サポート事業、老人施設入所経費など)	20,847	20,338	(3,590)
	障害者福祉事業 (障害福祉サービス等給付事業、自立支援医療給付費など)	157,382	43,330	(7,181)
	小 計	650,670	290,646	(50,271)
社会保険	国民健康保険	54,427	25,568	(4,488)
	介護保険	90,939	85,941	(15,266)
	後期高齢者医療	85,679	70,039	(12,568)
	小 計	231,045	181,548	(32,322)
保健衛生	予防対策事業 (予防事業)	47,622	26,257	(4,488)
	健康対策事業 (健康増進事業、がん検診推進事業など)	38,998	14,152	(2,693)
	小 計	86,620	40,409	(7,181)
合 計		968,335	512,603	(89,774)

※事務費、事務職員の人件費（特別会計への事務費、人件費繰出しを含む）は、事業費から除いています。